人事行政の運営等の状況

平成２８年３月

矢　掛　町

１　職員の任免及び職員数に関する状況

（１）職員数の推移（各年４月１日現在）

単位：人

年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年
職員数	204	202	203	212	215	212
対前年	△１	△２	１	９	３	△２

（２）部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年４月１日現在）

部門		区分	職員数 平成27年	職員数 平成26年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2		
		総務	29	28	1	特別研修生派遣
		税務	6	6		
		農林水産	13	11	2	課の新設
		商工	5	3	2	課の新設
		土木	10	8	2	技師職員等採用
		民生	19	20	△1	
		衛生	4	6	△2	
		計	88	84	4	＜参考＞ 人口１万人当たり職員数　58.7 人 （類似団体の人口１万人当たりの職員数　75.1 人）
	教育部門		17	18	△1	
	消防部門					
	小計		105	102	3	＜参考＞ 人口１万人当たり職員数　70.1 人 （類似団体の人口１万人当たりの職員数　92.6 人）
公営企業等		病院	78	81	△3	看護師退職
		水道	6	6		
		下水道	5	7	△2	事務統廃合
		その他	18	19	△1	
	小計		107	113	△6	
合計			212 [249]	215 [249]	△3	＜参考＞ 人口１万人当たり職員数　141.4 人

（注）　１　職員数は一般職に属する職員数である（平成 26 年は常勤の教育長を含む）。
　　２　[　　]内は、条例定数の合計である。

２　職員の人事評価の状況

（１）　人事評価の状況

評　価　期　間	平成27年4月1日～平成28年1月31日
対　象　者	育児休業取得者等を除く一般事務職員
評　価　項　目	能力評価と実績評価の2つの評価により構成
評　価　方　法	評価項目を評価基準に照らし、個人の能力・実績について自己評価、評価者による評価（1次評価並びに2次評価）を実施
評価結果の活用	面談を通じた目標の管理、研修指導等の人材育成に生かすとともに、勤勉手当の算定等に活用

（２）昇給への人事評価反映状況

・人材育成に主眼を置き勤務評定を実施しており、昇給へは反映していません。従って、処分を受けた職員、病気休暇等により一定期間以上を休務した職員以外の職員は、勤務成績良好な職員とみなして昇給を行っています。

（３）勤勉手当への人事評価反映状況

・人材育成に主眼を置いて人事評価を行う中で、優秀な成績で勤務したと評価した職員へは加算支給を行い、良好でない成績と評価した職員へは減額支給を行いました。

３　職員の給与の状況

１　総　括

（１）人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人 (27年1月1日現在)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B／A	(参考) 25年度の人件費率
26年度	人 １４，９８９	千円 8,081,665	千円 552,288	千円 883,156	% 10.9	% 11.3

（２）職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給　与　費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似型町村 平均 一人当たり給与費
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B		
26年度	人 １０１	千円 328,481	千円 42,150	千円 128,988	千円 499,619	千円 4,947	千円 5,584

（注）　１　職員手当には退職手当を含まない。
　　２　職員数は、２６年４月１日現在の人数である。

（３）ラスパイレス指数の状況（各年４月１日現在）

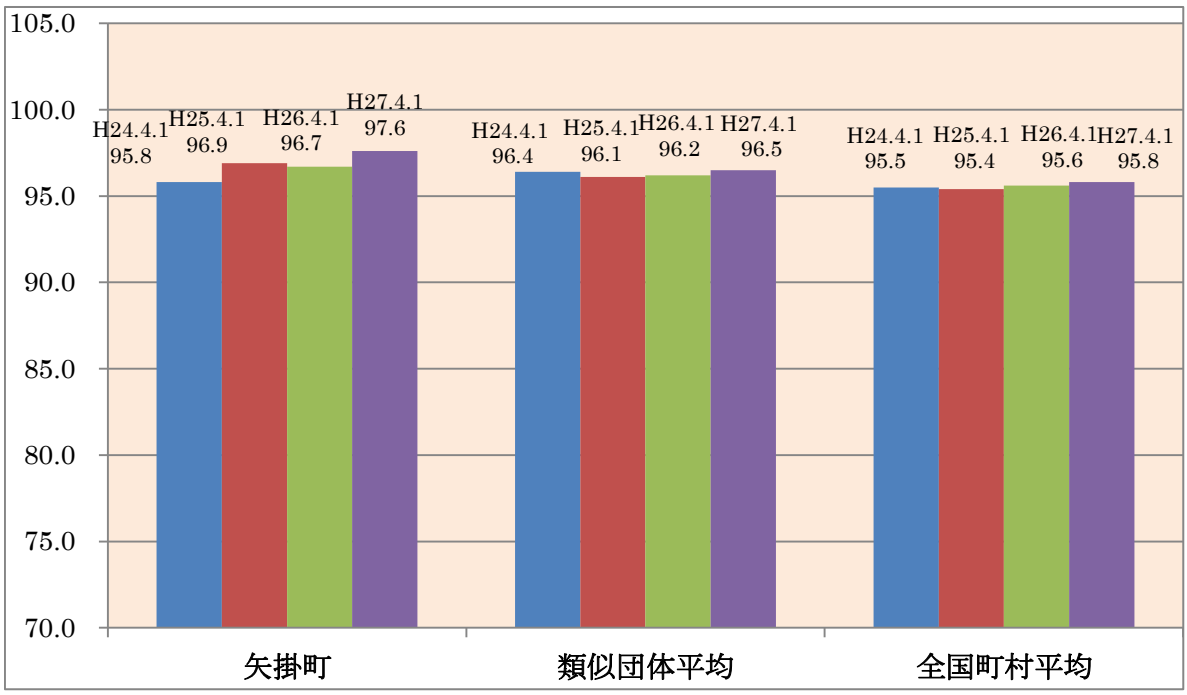

注）１　職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数。

２　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

３　平成 24 年及び平成 25 年は、国家公務員の時限的な（2 年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

（４）給与改定の状況　　国の給与制度総合的見直しに準じて改定

（５）給与制度の総合的見直しの実施状況

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均 2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①総合的見直し

［実施］

［実施内容　行政職給料表 1.8%引下げ　平成 27 年 4 月 1 日実施］

※激変緩和のため 3 年間（平成 30 年 3 月末まで）の現額保障

※他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて引下げ改定実施

②地域手当の見直し　　該当なし

③その他の見直し内容　［平成 27 年 4 月 1 日実施］

期末勤勉手当　国の基準に合わせて見直し

管理職員特別特勤手当　手当額は国より低い　内容については国の基準に合わせて整備

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

（１）　職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（２７年４月１日現在）

①一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
矢掛町	37.4　歳	281,500 円	311,684 円	300,566 円
岡山県	43.3　歳	338,046 円	420,668 円	368,462 円
国	43.5　歳	334,283 円	－	408,996 円
類似団体	41.3　歳	306,994 円	355,989 円	330,413 円

②教育職　小中学校（幼稚園）教育職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
矢掛町	47.6 歳	329,500 円	333,833 円
岡山県	43.3 歳	371,848 円	408,206 円
類似団体	41.1 歳	299,710 円	321,421 円

（矢掛町は、幼稚園教諭のみ）

③税務職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
矢掛町	33.2 歳	255,285 円	301,727 円	267,142 円
国	43.6 歳	372,431 円	－	444,828 円
類似団体	39.2 歳	294,612 円	354,045 円	315,524 円

④技能労務職

区　分	公務員				民間		
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）	対応する民間類似職種	平均年齢	平均給料月額
矢掛町	47.2 歳	273,900 円	290,033 円	285,318 円	自家用乗用自動車運転者	43.9 歳	297,700 円
国	50.2 歳	289,141 円	－	328,318 円			
類似団体	50.9 歳	289,845 円	308,763 円	299,031 円			

（注）１　「平均給料月額」とは、27年４月１日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
２　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

（２）　職員の初任給の状況（２７年４月１日現在）

区分		矢掛町	岡山県	国
一般行政職	大学卒	174,200 円	185,500 円	174,200 円
	短大卒	157,700 円		
	高校卒	146,500 円	148,600 円	142,100 円
技能労務職	２６歳以上	175,000 円		
	２２～２５歳	160,900 円		
	１８～２１歳	154,900 円		
医療職（二）	大学卒	186,600 円		
	短大３卒	176,600 円		
医療職（三）	短大３卒	200,600 円		
	短大２卒	191,300 円		
	准看護師養成所	161,300 円		

（３）　職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（２７年４月１日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	241,326 円	343,100 円	368,300 円	414,825 円
医療職（二）検査技師等	短 大 卒		310,767 円		
医療職（三）看護師	短 大 卒	254,083 円	308,433 円	330,975 円	346,560 円

３　一般行政職の級別職員数等の状況

（１）　一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（２７年４月１日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	１号給の給料月額	最高号給の給料月額
１級	主事補・主事等定型的な業務を行う係員の職務	人 ３２	% ３３．７	円 137,600	円 244,900
２級	主事等相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務	人 １６	% １６．８	円 187,700	円 301,900

３級	主査又はこれに相当する職務	人 8	% ８．４	円 223,900	円 347,700
４級	係長又はこれに相当する職務	人 １５	% １５．８	円 258,300	円 378,700
５級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を処理する主幹又はこれに相当する職務	人 9	% ９．５	円 285,000	円 390,700
６級	課長代理又はこれに相当する職務	人 6	% ６．３	円 315,800	円 407,900
７級	課長又はこれに相当する職務	人 9	% ９．５	円 360,100	円 445,100

（注）１　矢掛町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

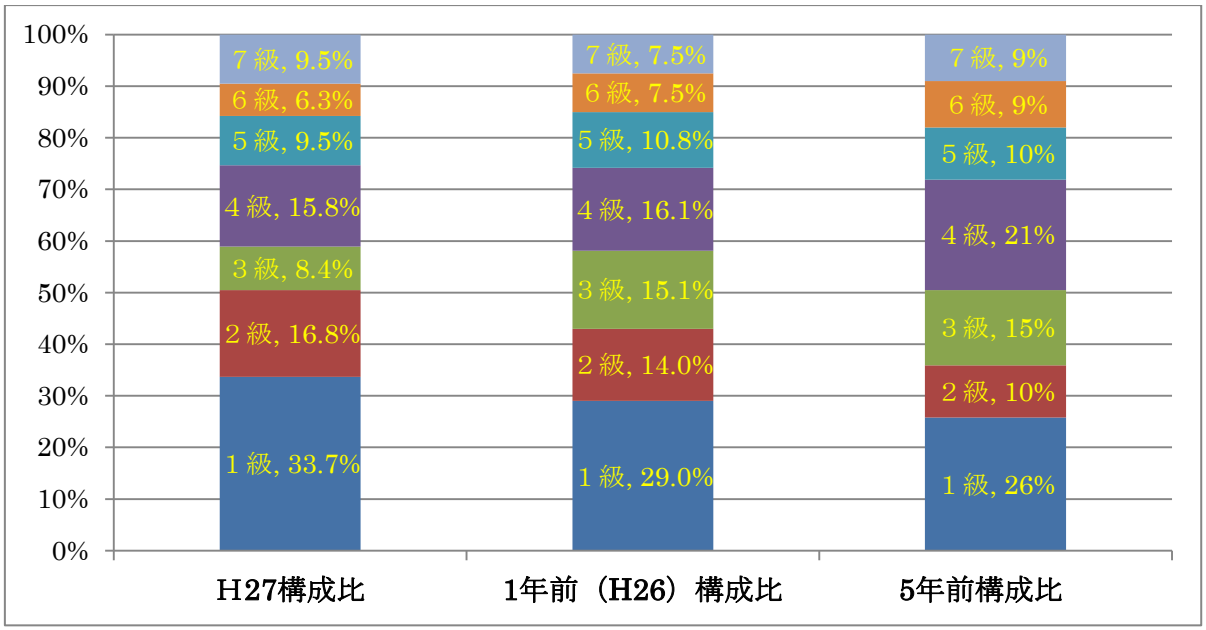

４　職員の手当の状況

（１）期末手当・勤勉手当

矢　掛　町	岡　山　県	国
１人当たり平均支給額（26 年度） １，２６０千円	１人当たり平均支給額（26 年度） １，６４８千円	－
（26 年度支給割合） 期末手当　　勤勉手当 ２．７５ 月分　１．４ 月分	（26 年度支給割合） 期末手当　　勤勉手当 ２．６０ 月分　１．５０ 月分	（26 年度支給割合） 期末手当　　勤勉手当 ２．６０ 月分　１．５０ 月分

（加算措置の状況）	（加算措置の状況）	（加算措置の状況）
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　５％～１５％	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　５％～２０％ ・管理職加算　１５％～２０％	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　５％～２０％ ・管理職加算　１０％～２５％

（２）退職手当（２７年４月１日現在）

矢　掛　町			国		
（支給率）	自己都合	定年	（支給率）	自己都合	応募認定･定年
勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分	勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 無し 1 人当たり平均支給額 自己都合 3,092 千円 定年　20,776 千円			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（２％～４５％加算）		

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、26 年度に退職した職員に支給された平均額である。(全会計)

（３）特殊勤務手当（２７年４月１日現在）

支給実績（26 年度決算）		２４８千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（26 年度決算）		２２，５４５円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（26 年度）		１０．９％	
手当の種類（手当数）		7	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
保育従事手当	保育士	保育園勤務保育従事	１月１，５００円
訪問従事手当	保健師	療養指導訪問指導	１回　１００円
救護施設従事手当	介護職員･指導員･看護師	救護施設に勤務	１月２，０００円
	その他の職員		１月１，５００円
理学療法従事手当	理学療法士	理学療法従事	１月３，０００円
汚物等の収集･処理手当	職員	犬・猫の死体処理	１回１，０００円
防疫等作業手当	保健師等	感染症の病原体の付着等若しくは危険がある処理従事	１回　５００円
死体処理手当	行路病死人及び精神異常者の処置従事職員	行路病死人の処理･変死の立会及び精神異常者の護送立会い	１回１，０００円
		行路病死人の死体処理作業	１回２，０００円

（注）上記特殊勤務手当の支給実績は、普通会計分である。

（４）地域手当

該当なし

（５）時間外勤務手当

支給実績（26 年度決算）	１１，０９４千円
職員１人当たり平均支給年額 26 年度決算	１４２千円

（注）上記時間外手当の支給実績は、普通会計分である。

（６）その他の手当（２７年４月１日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（26 年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（26 年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	同	―	8,791 千円	225,410 円
住居手当	自ら居住するための住宅を町内に借り受け，家賃を払っている職員	異	支給条件	3,285 千円	328,500 円
通勤手当	通勤のため，交通機関又は自動車等を利用する職員に支給	異	支給区分	4,842 千円	78,419 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給	異	支給率	8,778 千円	381,652 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられ勤務した職員に支給	同	―	5,112 千円	127,800 円

（注）上記手当の支給実績は、普通会計分である。

５　特別職の報酬等の状況（２７年４月１日現在）

区別		給料月額等	
給料			（参考）類似団体における最高／最低額
	市区町村長	790,000 円	846,000 円／553,000 円
	副市町村長	650,000 円	676,000 円／480,000 円
報酬	議長	332,000 円	340,000 円／247,000 円
	副議長	270,000 円	280,000 円／191,100 円
	議員	250,000 円	258,000 円／172,900 円
期末手当	市区町村長 副市町村長	（26 年度支給割合） ４．１５ 月分	
	議長 副議長 議員	（26 年度支給割合） ３．１０ 月分	

退職手当	市区町村長 副市町村長	（算定方式） 退職１年前の給料総額×１/１２×５×就任年数 退職１年前の給料総額×１/１２×３×就任年数	（１期の手当額）	（支給時期） 退任時又は任期満了時 退任時又は任期満了時
	備　　考			

（注）退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

４　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

（１）勤務時間の状況（平成27年4月1日現在）

1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	勤務時間の開始時期	勤務時間の終了時刻	休憩時間
38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	1時間

（２）年次有給休暇の所得状況　　（平成27年1月1日～平成28年12月31日）

平均取得日数　　５．５日

５　職員の休業に関する状況

（１）育児休業等の取得状況　　（平成27年度）　　単位：人

育児休業取得者数	部分休業所得者数	育児短時間勤務所得者数	介護休暇取得者数
5	0	1	0
2	1	0	0

※取得者数上段は当該年度において、新たに育児休業等を取得した職員数、下段は前年度から引き続いて育児休業等を取得した職員数

６　職員の分限及び懲戒処分の状況

（１）分限処分の状況（平成27年4月1日～平成28年3月31日）　　単位：人

降任	免職	休職	降給	計
0	0	7	0	7

※分限処分とは、心身の故障などにより職員がその責務を十分に果たすことができない場合に、公務能率の維持を目的としてなされる不利益処分です。

（２）懲戒処分の状況（平成27年4月1日～平成28年3月31日）　　単位：人

戒告	減給	停職	免職	合計
1	1	0	0	2

※懲戒処分とは、職員の義務違反に対して地方公共団体の規律と公務遂行の秩序を維持するため、職員にその道義的責任を負わせる不利益処分です。

7　職員の服務の状況

平成27年度においては、次に掲げる通知等により職員の服務規律の確保に努めました。

平成27年4月18日	夏季の服装について
平成27年10月28日	信用失墜行為の禁止等に係る綱紀粛正について
平成27年10月29日	冬季の服装について
平成27年11月24日	年末年始における綱紀の粛正について

8　職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況（平成27年度）

①町独自開催　　単位：人

研　修　名	対　象	日数	実施日	受講者数
法制執務リーダー研修	法制執務実務が多い人	1 日	5/26	17 人
人事評価評価者研修	所属長	3H	5/21	18 人
人事評価研修	所属長以外全員	1 日	6/18	100 人
国家公務員地方自治体研修	国家公務員　新採用職員	5 日	6/22～26	13 人
財政の在り方検討会	係長級以上	3H	7/11	57 人
イキイキメンタルマネジメント	主事級	3H	7/16	54 人
保育士研修	各階層（経験別）	2H	全 5 回	45 人
マイナンバー導入個人情報保護研修	全職員（医療職除く）	3H	11/13	121 人
行政講演会	全職員（医療職除く）	3H	1/30	103 人
「暁天坐禅研修」	主事級・新採用職員	3H	8/1	44 人
「新規採用職員研修」	新採用職員	3 日	4/1～3	10 人
合　　計				582 人

◎その他機関主催研修

機　関	研修内容	日数	実施日	受講者数
暴力追放運動推進センター	行政対象暴力責任者講習	1 日	1/19	33 人
自衛隊	自衛隊生活体験研修	2 日	5/11～12	9 人

②職場外派遣研修

a　市町村職員研修センター主催研修

研　修　名	実　施　日	受講者数
新規採用職員〔前期〕	4/13～15	10 人
新規採用職員［中期］	6/23 又は 6/25 又は 6/26	
新規採用職員〔後期〕	11/16・17 又は 19・20 又は 26・27	
保育士研修	4/20・21	3 人
一般職員初級	9/20・30	5 人
一般職員中級	7/7・8　又は 8/18・19	8 人
一般職員上級	9/8・9　又は 9/10・11	5 人
新任係長	10/21・22　又は 11/5・6	4 人
新任課長補佐	7/23・24　又は 10/8・9	7 人
新任課長	10/20 又は 11/11	3 人
自治体政策法務（超入門）	11/25	5 人
法令実務（基礎）	6/30・7/1	6 人
行政法入門	9/17・18	2 人
地方公務員のための民事法	8/27・28	4 人
プレゼンテーション研修	7/31	1 人
住民満足度向上	5/29	5 人
ファシリテーション　住民協働	10/15・16	1 人
マスコミ対応	7/29	1 人
クレーム対応	8/21	1 人
文章力向上研修	1/12・13 又は 1/14・15	4 人
業務改善研修	8/4・5　10/6	2 人
公債権徴収研修	6/9・10	1 人
私債権回収事務	6/11・12	2 人
住民税課税事務	7/9・10	1 人
広報担当者スキルアップ	5/15　8/26	1 人
地方財務研修	10/1・2	2 人
地方自治法入門	11/10	5 人
レジョンセミナー	8/20	3 人
経営セミナー	10/29	2 人
空家対策特措法の実施における法的論点	2/10	1 人
合計		95 人

※岡山版スーパー公務員養成塾（財政編）　年6回　1人

※岡山県地域産業人材育成事業　年9回　1人

b　全国市町村職員国際文化研修所

研　修　名	実　施　日	受講者数
27 年度空き家対策からまちづくりを考える	3/7・8	1 人

c　その他

研　修　名	実　施　日	受講者数
事例演習による住民税課税の実務	9/27・28	1 人
高梁川流域自治体連携推進協議会 「女性リーダー研修」 「管理職のためのチームコーチング」	 11/20 7/21	 1 人 2 人
岡山県建設技術センター	各日	のべ23 人

③派遣研修

研修区分	派　遣　先	派遣期間	受講者数
人事交流	岡山県保健福祉部障害福祉課	H27.4.1～H29.3.31(2 年間)	1 人
特別研修	岡山県総務部市町村課	H27.4.1～H29.3.31(2 年間)	1 人
派遣研修	岡山県観光連盟	H26.4.1～H28.3.31(2 年間)	1 人

９　職員の福祉及び利益の保護の状況

（１）健康診断の実施状況(平成27年度)

対象者数	受診者数	受診率
２１４人	２０８人	９７．２　％

（２）公務災害の認定状況（平成27年度）

単位：件

公務災害	通勤災害	計
6	0	6

（３）福利厚生等の事業の状況

地方公務員法に基づき、職員の福利厚生及び相互扶助を図るため、矢掛町職員互助会により各種の事業を行っています。

福利厚生	レクリエーション・体育事業の実施、クラブ活動助成等
給付事業	職員及びその家族の慶弔についての給付、療養見舞金などの支給

（４）勤務条件に関する措置の要求の状況

係属事件はなく、平成27年度に新たな措置要求はありませんでした。

（５）不利益処分に関する不服申立ての状況

係属事件はなく、平成27年度に新たな不服申立てはありませんでした。